

総務委員会報告資料

令和4年6月24日

報告事項件名	頁
1 「足立区人権推進指針」改定に伴うパブリックコメントの実施結果について・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 指定管理者制度に係る協定書等の見直しについて・・・・・・・・	6
3 足立区公契約等審議会の答申に基づく区の新しい入札制度の実施について・・・・・・・・	9
4 鹿浜西小学校用地の活用について・・・・・・・・	19
5 令和3年度の内部統制の取組み状況及び令和4年度の運用について・・・・・・・・	21
6 令和3年度のコンプライアンス推進の取組み状況及び令和4年度の運用について・・・・・・・・	24

(総務部)

総務委員会報告資料

令和4年6月24日

件名	「足立区人権推進指針」改定に伴うパブリックコメントの実施結果について										
所管部課名	総務部 総務課										
内容	<p>「足立区人権推進指針」の改定に伴い実施したパブリックコメントについて、以下のとおり、実施結果を報告する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 パブリックコメントの実施期間 令和4年3月25日（金）から令和4年4月25日（月） 2 パブリックコメントの提出者数及び提出方法 (1) 提出者数 2名（6件） (2) 提出方法 区ホームページの意見受付フォーム2名（6件） 3 意見の概要と区の考え方（別紙1・2参照） 4 「足立区人権推進指針（案）」（別添資料参照） 5 今後の予定 <table border="1" data-bbox="427 1126 1407 1668"> <thead> <tr> <th>年月</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年6月</td> <td>パブリックコメントに対する区の考え方を公表（区ホームページ掲載、担当課における閲覧および配布）</td> </tr> <tr> <td>令和4年7月</td> <td>パブリックコメント等の意見を踏まえ、素案に必要な修正を加えたうえで、改定を決定</td> </tr> <tr> <td>令和4年8月</td> <td>総務委員会で改定内容を報告、改定について公表（区ホームページへ掲載、庁内・関係団体等へ配布）</td> </tr> <tr> <td>令和4年9月以降</td> <td>職員研修を実施し、改定内容の周知を行う</td> </tr> </tbody> </table> 	年月	内容	令和4年6月	パブリックコメントに対する区の考え方を公表（区ホームページ掲載、担当課における閲覧および配布）	令和4年7月	パブリックコメント等の意見を踏まえ、素案に必要な修正を加えたうえで、改定を決定	令和4年8月	総務委員会で改定内容を報告、改定について公表（区ホームページへ掲載、庁内・関係団体等へ配布）	令和4年9月以降	職員研修を実施し、改定内容の周知を行う
年月	内容										
令和4年6月	パブリックコメントに対する区の考え方を公表（区ホームページ掲載、担当課における閲覧および配布）										
令和4年7月	パブリックコメント等の意見を踏まえ、素案に必要な修正を加えたうえで、改定を決定										
令和4年8月	総務委員会で改定内容を報告、改定について公表（区ホームページへ掲載、庁内・関係団体等へ配布）										
令和4年9月以降	職員研修を実施し、改定内容の周知を行う										
問題点 今後の方針											

「足立区人権推進指針」の改定に伴うパブリックコメントの実施結果および
意見に対する区の考え方について

1 実施期間
令和4年3月25日（金）から令和4年4月25日（月）

2 意見提出数
2名の方から6件

3 意見の構成

内容	件数
第1章 指針の改定にあたって	2
第2章 基本的な考え方	1
第3章 人権施策推進の取り組み	3
合計	6

4 意見に対する区の考え方
別紙2のとおり

5 「足立区人権推進指針（案）」
別添資料のとおり

パブリックコメントによりいただいた意見に対する区の考え方（「足立区人権推進指針」の改定）

No	意見の概要	区の考え方
第1章 指針の改定にあたって		
1	「誰一人取り残さず、憲法で保障されている健康で文化的な最低限度の生活を営み、誰もが幸福を実感できる社会」を実現するためとあるが、憲法との関連では、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利（第25条）」とともに、「すべて国民は、法の下に平等で、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない（第14条）」をより積極的に位置づけるべきである。	1頁の「指針改定の趣旨」において、憲法第14条の条文を追記するとともに、文末に「誰もが差別されない中で」と追記し、人権の尊重や平等で差別をなくすための指針としての位置づけを明確にします。
2	世界人権宣言は、憲法第14条に合致し、人権推進の基本として進められるべきものであり、差別をなくす、人権の確立、社会の安全と平和をもたらすことにつながるものである。「人権推進指針」は、差別をなくしていくための施策を行っていく重要な指針となるよう、策定してほしい。	
第2章 基本的な考え方		
3	悪質な差別に対して、防止する方法や規制する方法を検討し、「防止」や「規制」を打ち出すべきである。	本指針は、人権に対する理解の促進や人権意識の高揚を図るための方針を示すものであり、現時点では、差別に対する規制を定めることは考えておりません。本指針を基に各人権施策での取り組みや啓発を通して、差別の防止につなげてまいります。なお、悪質な差別事案が発生した場合は、東京法務局や東京都へ報告し、迅速かつ適切な対応を要請してまいります。

第3章 人権施策推進の取り組み

4	<p>「(7) 部落差別(同和問題)」の現状と課題に「自分の意志で生まれたところを選べません」とあるが、部落に生まれたことに差別の原因があるかのようにあり、憐れみや同情を乞うているようで適切ではない。生まれたところに誇りを持てる内容に訂正いただきたい。</p>	<p>30頁の部落差別の現状と課題において「自分の意志で生まれたところを選べません」という記載を、憲法第14条の条文である「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されない」に変更することで、すべての人に「平等の原則が保障されていること」を強調します。</p>
5	<p>被差別部落に生まれたことや生まれた地域を否定されたり、よくない所という意識を創生し、差別を助長してしまうため「人は、自分の生まれるところを選ぶことはできません。それにも関わらず、」という部分を削除してほしい。当事者が肯定して生きていける内容にしていきたい。</p>	
6	<p>様々な人権問題の解決に向け、正しい知識の啓発のため、学校教育での取り組みを推進していくことを各課題別に明示していただきたい。</p>	<p>人権教育の推進については、8頁のイ「学校の役割」に人権学習の推進について、14頁の(1)「人権啓発・教育の推進」に、学校現場や区民、職員への人権講座・教室の実施と記載しており、各課題に応じた人権教育の推進を進めてまいります。</p>

総務委員会報告資料

令和4年6月24日

件名	指定管理者制度に係る協定書等の見直しについて							
所管部課名	総務部 特命・調査担当課							
内容	<p>令和3年8月から、区の指定管理者制度の運用におけるリスクの顕在化を最小限度にとどめるため、指定管理者制度に係る協定書等の見直しに取り組んでいる。その進捗状況等について報告する。</p> <p>1 背景</p> <p>過去に発生した新田三丁目なかよし保育園における指定取消という重大事案等の教訓から、対処療法としての緊急対応だけではなく、発生の予防に向けた潜在リスクの洗い出しを弁護士と連携しながら、協定書等の見直しを実施することとした。</p> <p>2 協定書等の見直しの流れ</p> <p>(1) 指定管理者制度を導入している全施設（96施設・15課）を、同種施設ごとに16の類型に区分けして、協定書等の関連書類の精査に基づくヒアリング等のリーガルチェックを実施し、潜在リスクの洗い出しを行う。</p> <p>(2) 洗い出した潜在リスクを解消するための方策を弁護士と連携し、施設の所管部署が協定書等の見直しを実施する。</p> <p>(3) (1)、(2)で得られた情報を庁内で共有し、他の類型施設についても協定書等の見直しを要するものは、個別に見直しを進める。</p> <p>3 令和3年度実施内容と潜在リスク</p> <p>類型施設数が多い学童保育室と地域学習センター・地域図書館・地域体育館から弁護士のリーガルチェックを開始し、調査報告書を作成した。</p> <p>現状と洗い出された主な潜在リスクは以下のとおりであり、庁内で情報共有を図り、協定書等の見直しの検討に着手したところである。</p> <table border="1" data-bbox="338 1688 1449 2072"> <thead> <tr> <th data-bbox="338 1688 609 1742">項目</th> <th data-bbox="609 1688 1139 1742">現状</th> <th data-bbox="1139 1688 1449 1742">潜在リスク</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="338 1742 609 2072">指定管理業務の個別具体的な内容の規定方法</td> <td data-bbox="609 1742 1139 2072">個別具体的な業務内容については、指定管理者が提出する業務計画書等に基づいて履行しているが、区と指定管理者の協定等においては、その内容や履行方法等の詳細が明示的に規定されていない。</td> <td data-bbox="1139 1742 1449 2072">指定管理業務の不履行を問えないリスクがある。</td> </tr> </tbody> </table>		項目	現状	潜在リスク	指定管理業務の個別具体的な内容の規定方法	個別具体的な業務内容については、指定管理者が提出する業務計画書等に基づいて履行しているが、区と指定管理者の協定等においては、その内容や履行方法等の詳細が明示的に規定されていない。	指定管理業務の不履行を問えないリスクがある。
項目	現状	潜在リスク						
指定管理業務の個別具体的な内容の規定方法	個別具体的な業務内容については、指定管理者が提出する業務計画書等に基づいて履行しているが、区と指定管理者の協定等においては、その内容や履行方法等の詳細が明示的に規定されていない。	指定管理業務の不履行を問えないリスクがある。						

項目	現状	潜在リスク
候補者の指定管理者への指定と協定締結に向けた協議タイミング	第一順位の候補者の選定を取消した場合、第二順位の候補者との協議を開始する必要も想定されるが、募集要項や公募手続きに係る要綱に、候補者の選定取消しの根拠やその手続きが明確に規定されていない。	取消しの効力が争われることに加え、当該候補者から事後に損害賠償等を請求されるリスクがある。
指定管理料の算定・支払方法等	実際の指定管理業務の履行状況が指定管理料の積算条件と異なる状況となった場合に、協定等に指定管理料の減額調整や区への一部返還等が規定されていない。	指定管理料の支払額が過大になるリスクが生じ、違法な公金支出であるとして住民監査請求及び住民訴訟となる可能性がある。

4 リスク解消の過程で見えてきた課題

- (1) 協定書等に業務の個別具体的な内容を詳細に規定することによるリスク回避と指定管理者による管理運営の創意工夫の自由度を確保することのバランスの重要性
- (2) 候補者選定における内容改善のためには、相当の期間を要することとなり、従来の選定スケジュールを見直すことが必要
- (3) 適正なインセンティブ設定と指定管理料算定の考え方の整理

洗い出された潜在リスクについて関係所管と認識を共有することにより、浮かび上がった課題解決のために、弁護士の助言を得ながら、所管課による具体的な改善を支援する。

5 今後の実施予定内容

以下の施設においてリーガルチェック及び協定書等の見直しを実施する予定である。

なお、進捗状況によって開始時期が前後する可能性がある。

年度	対象施設
令和4年度	総合スポーツセンター、スポーツ施設（竹の塚温水プール・竹の塚体育館）、校外施設、公園施設、文化芸術劇場、勤労福祉会館、保育園、総合ボランティアセンター、高齢者施設、障がい者施設
令和5年度	精神障がい者自立支援センター、西新井文化ホール・こども未来創造館、竹ノ塚駅西口公共駐車場、関原の森

問題点 今後の方針	<p>関係所管において洗い出された潜在リスクの解消方策により、多くの施設において共通するものについては、ガイドラインに盛り込んでいく。見直した協定書等をもとに施設運営を実施し、その都度指定管理者との協議、協定書等の修正を行っていくことで、PDCA サイクルを繰り返し、より適正な制度運用を継続して実施していくよう各所管へ促していく。</p>
--------------	--

総務委員会報告資料

令和4年6月24日

件名	足立区公契約等審議会の答申に基づく区の新しい入札制度の実施について				
所管部課名	総務部 契約課				
内容	<p>足立区公契約等審議会の答申に基づく区の新しい入札制度について、業界団体との意見交換により、後行8項目を以下のとおり実施することとなったため、報告する。</p> <p>1 経過</p> <p>(1) 答申12項目のうち、令和4年10月から実施する先行4項目の内容を確定した(別紙1、令和4年4月総務委員会報告済)。</p> <p>(2) 令和5年6月以降実施予定の後行8項目について、「総合評価制度の課題と活用」の令和4年9月からの試行実施と、その他7項目にかかる実施内容を整理した(別紙2のとおり)。</p> <p>2 令和5年6月以降実施を令和4年9月実施に前倒しする1項目</p> <table border="1" data-bbox="435 1037 1406 1861"> <thead> <tr> <th data-bbox="435 1037 742 1093">項目</th> <th data-bbox="742 1037 1406 1093">実施内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="435 1093 742 1861">(1) 総合評価制度の課題と活用</td> <td data-bbox="742 1093 1406 1861"> <p>ア 令和4年度中に5件試行実施、検証を行い、令和5年6月から本格実施する。</p> <p>イ 令和7年度までに、予定価格6,000万円以上の工事について、50%以上の実施を目指す。</p> <p>ウ JV工事など大規模工事への総合評価制度の導入については、検討を継続する。</p> <p>エ 工事成績評価点においては、予定価格下限額2分の1以上の区発注工事成績を対象とする。</p> <p>オ 評価点は、価格点：技術点(施工能力評価点) 1：1から1：2に変更する。</p> <p>カ 価格点は、入札価格が低くなるほど点数が高くなる方式から、入札価格が一定の価格を下回ると、点数が低くなる方式に変更する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	項目	実施内容	(1) 総合評価制度の課題と活用	<p>ア 令和4年度中に5件試行実施、検証を行い、令和5年6月から本格実施する。</p> <p>イ 令和7年度までに、予定価格6,000万円以上の工事について、50%以上の実施を目指す。</p> <p>ウ JV工事など大規模工事への総合評価制度の導入については、検討を継続する。</p> <p>エ 工事成績評価点においては、予定価格下限額2分の1以上の区発注工事成績を対象とする。</p> <p>オ 評価点は、価格点：技術点(施工能力評価点) 1：1から1：2に変更する。</p> <p>カ 価格点は、入札価格が低くなるほど点数が高くなる方式から、入札価格が一定の価格を下回ると、点数が低くなる方式に変更する。</p>
項目	実施内容				
(1) 総合評価制度の課題と活用	<p>ア 令和4年度中に5件試行実施、検証を行い、令和5年6月から本格実施する。</p> <p>イ 令和7年度までに、予定価格6,000万円以上の工事について、50%以上の実施を目指す。</p> <p>ウ JV工事など大規模工事への総合評価制度の導入については、検討を継続する。</p> <p>エ 工事成績評価点においては、予定価格下限額2分の1以上の区発注工事成績を対象とする。</p> <p>オ 評価点は、価格点：技術点(施工能力評価点) 1：1から1：2に変更する。</p> <p>カ 価格点は、入札価格が低くなるほど点数が高くなる方式から、入札価格が一定の価格を下回ると、点数が低くなる方式に変更する。</p>				

項目	実施内容
	<p>キ 技術点（施工能力評価点）は工事成績評価点の配点増、配置予定技術者褒章点、区内事業者点、労働安全衛生取組み点の新設を行う。</p> <p>※オ、カ、キは別紙3及び別紙4のとおり</p>

3 令和5年6月以降の実施内容が整理された7項目

項目	実施内容
(1) 予定価格の公表のあり方	<p>ア 予定価格の事後公表を6,000万円以上の工事まで拡大する。</p> <p>イ 発注規模一覧表を作成し、発注の際に当該工事の予定価格帯を公表する。</p>
(2) 入札における不調・不落と不落随契及び再公告入札の手続	<p>ア 不落随契</p> <p>(ア) 予定価格が6,000万円以上1億8,000万円未満の入札において、予定価格に対する再入札額の超過が5%以内の事業者との随意契約を試行実施する。</p> <p>(イ) 不落随契の参加者は、同日中のその後の同種入札の受注を制限する。</p> <p>イ 再公告入札での区外事業者への拡大 入札が不調・不落の場合は、区外事業者にも入札参加資格要件を拡大して再公告入札を行う。</p>
(3) 地元企業の育成策・優遇施策の実施	<p>ア 入札参加資格要件における完成工事高の見直し 入札参加に必要な最高完成工事高について、区内本店事業者は、民間工事高を予定価格の7割以上、官公庁工事高を予定価格の4割以上に緩和する。</p> <p>イ 発注標準における等級格付の緩和 等級格付の予定価格帯を超える完成工事高がある区内本店事業者は、1ランク上の予定価格帯の入札参加を可能とする。</p>

	項目	実施内容
	(4) 地域要件の設定のあり方	<p>ア 予定価格6,000万円以上の入札に区内支店事業者も参加可能とする。</p> <p>イ 難度の高い工事等に関する区外事業者の入札参加に関して発注標準に明記する。</p>
	(5) 建設共同企業体(JV)対象工事のあり方等	<p>ア 区内支店事業者がJVの代表・構成員となることを認める。</p> <p>イ 実績を有する区内事業者が単体で入札することを認める。</p> <p>(ア) 建築・土木工事：予定価格15億円未満 (イ) 設備・造園・その他工事：予定価格8億円未満</p> <p>ウ 特別な場合を除き、当面、区外事業者はJVの代表・構成員の対象としない。</p>
	(6) 区内事業者認定基準の改正と運用	<p>新規登録業者については、概ね6か月以内に実地調査を行い、認定後に入札参加を可能にする。</p>
	(7) 最低制限価格未満での入札による不落等への対応	<p>都や他自治体の対応も注視しながら、当面は現在の運用を継続する。</p>
<p>問題点 今後の方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度中の実施する項目は、説明会や電子調達サービスのお知らせ情報等を通じて、事業者への周知徹底を図っていく。 令和5年6月以降の実施項目は、基準や規定の整備を行い、円滑に新たな制度に移行できるよう、準備を進めていく。 今回の制度改正については、令和7年度を目途に検証し、入札制度の更なる見直しを検討する。 	

令和4年10月から実施する項目（先行実施項目）

No	実施内容	答申 No	備考																				
1	<p>建設工事等発注標準のあり方</p> <p>(1) 建築、土木、下水道：Cランクの受注上限額の引き上げ、A、Bランク受注下限額の引下げ</p> <p>(2) 設備：Aランク受注下限額の引下げ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">業種</th> <th rowspan="2">等級格付</th> <th colspan="2">受注可能な工事の規模（予定価格）</th> </tr> <tr> <th>改正前（現行）</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">建築・土木・ 下水道</td> <td>A</td> <td>4,000万円以上</td> <td>3,000万円以上</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>2,000万円以上</td> <td>1,000万円以上</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>500万～6,000万円未満</td> <td>500万～1億円未満</td> </tr> <tr> <td>設備</td> <td>A</td> <td>2,000万円以上</td> <td>1,000万円以上</td> </tr> </tbody> </table>	業種	等級格付	受注可能な工事の規模（予定価格）		改正前（現行）	改正後	建築・土木・ 下水道	A	4,000万円以上	3,000万円以上	B	2,000万円以上	1,000万円以上	C	500万～6,000万円未満	500万～1億円未満	設備	A	2,000万円以上	1,000万円以上	2	
業種	等級格付			受注可能な工事の規模（予定価格）																			
		改正前（現行）	改正後																				
建築・土木・ 下水道	A	4,000万円以上	3,000万円以上																				
	B	2,000万円以上	1,000万円以上																				
	C	500万～6,000万円未満	500万～1億円未満																				
設備	A	2,000万円以上	1,000万円以上																				
2	<p>受注制限及び入札参加制限のあり方の見直し</p> <p>(1) 受注制限 本則運用（年度当初も一般競争入札と公募型指名競争入札との間の制限は掛けない）。それぞれで1件ずつ、少なくとも計2件以上の受注が可能。</p> <p>(2) 入札参加制限（従来どおり年度当初（4月から7月）の入札参加制限は実施しない。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">業種</th> <th colspan="2">入札参加制限の内容</th> </tr> <tr> <th>改正前（現行）</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築・土木・電気</td> <td>6,000万円以上の案件 の落札後は2か月</td> <td>6,000万円以上の案件 を落札後は1か月</td> </tr> <tr> <td>設備（空調・給排水）</td> <td>500万円以上落札後 1か月</td> <td>3,000万円以上落札後 1か月</td> </tr> </tbody> </table>	業種	入札参加制限の内容		改正前（現行）	改正後	建築・土木・電気	6,000万円以上の案件 の落札後は2か月	6,000万円以上の案件 を落札後は1か月	設備（空調・給排水）	500万円以上落札後 1か月	3,000万円以上落札後 1か月	5										
業種	入札参加制限の内容																						
	改正前（現行）	改正後																					
建築・土木・電気	6,000万円以上の案件 の落札後は2か月	6,000万円以上の案件 を落札後は1か月																					
設備（空調・給排水）	500万円以上落札後 1か月	3,000万円以上落札後 1か月																					

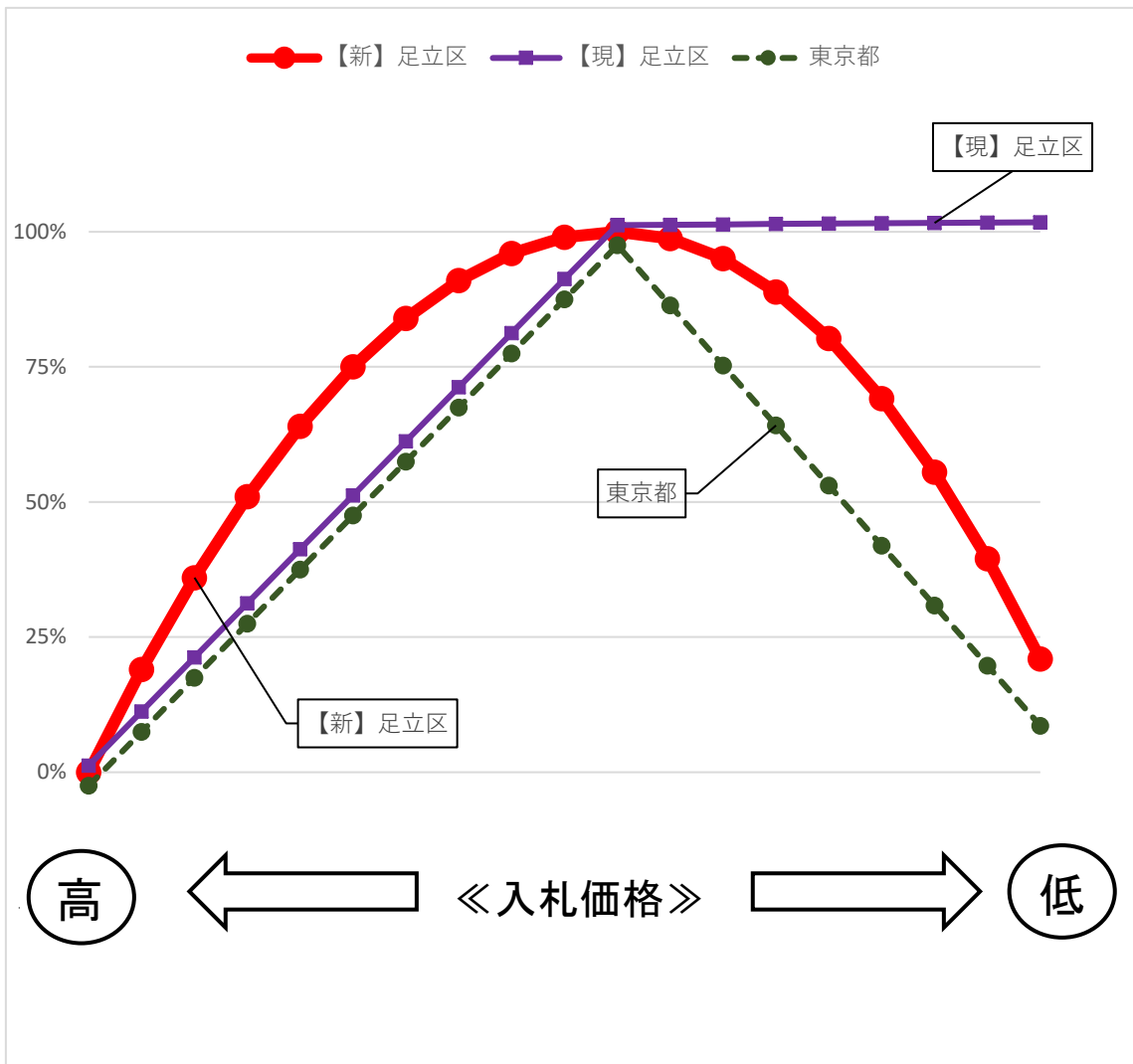
No	実施内容	答申 No	備考																								
3	<p>1 者申込みなどの際の入札中止措置の見直し</p> <p>(1) 公募型指名競争入札</p> <p>予定価格帯ごとに必要とする指名事業者数を定め、必要数に満たなかったときは、事業者を補充指名して入札を続行する。</p> <table border="1" data-bbox="322 309 1303 783"> <thead> <tr> <th data-bbox="322 309 701 411">予定価格（万円） （以上～未満）</th> <th data-bbox="701 309 1077 411">入札方法</th> <th data-bbox="1077 309 1303 411">指名数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="322 411 701 464">6,000 ～10,000</td> <td data-bbox="701 411 1077 464">公募型指名競争入札</td> <td data-bbox="1077 411 1303 464">10 者以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="322 464 701 517">4,000 ～ 6,000</td> <td data-bbox="701 464 1077 517">公募型指名競争入札</td> <td data-bbox="1077 464 1303 517">9 者以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="322 517 701 569">3,000 ～ 4,000</td> <td data-bbox="701 517 1077 569">公募型指名競争入札</td> <td data-bbox="1077 517 1303 569">8 者以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="322 569 701 622">2,000 ～ 3,000</td> <td data-bbox="701 569 1077 622">公募型指名競争入札</td> <td data-bbox="1077 569 1303 622">6 者以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="322 622 701 675">1,000 ～ 2,000</td> <td data-bbox="701 622 1077 675">公募型指名競争入札</td> <td data-bbox="1077 622 1303 675">6 者以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="322 675 701 727">500 ～ 1,000</td> <td data-bbox="701 675 1077 727">公募型指名競争入札</td> <td data-bbox="1077 675 1303 727">5 者以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="322 727 701 783">130 ～ 500</td> <td data-bbox="701 727 1077 783">指名競争入札</td> <td data-bbox="1077 727 1303 783">5 者以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 一般競争入札</p> <p>3 者以上の申込みがなければ入札を中止する。入札参加資格要件を緩和した上で、再公告入札又は指名競争入札（公募型を含む）に切り替えて、入札を続行する。</p>	予定価格（万円） （以上～未満）	入札方法	指名数	6,000 ～10,000	公募型指名競争入札	10 者以上	4,000 ～ 6,000	公募型指名競争入札	9 者以上	3,000 ～ 4,000	公募型指名競争入札	8 者以上	2,000 ～ 3,000	公募型指名競争入札	6 者以上	1,000 ～ 2,000	公募型指名競争入札	6 者以上	500 ～ 1,000	公募型指名競争入札	5 者以上	130 ～ 500	指名競争入札	5 者以上	8	
予定価格（万円） （以上～未満）	入札方法	指名数																									
6,000 ～10,000	公募型指名競争入札	10 者以上																									
4,000 ～ 6,000	公募型指名競争入札	9 者以上																									
3,000 ～ 4,000	公募型指名競争入札	8 者以上																									
2,000 ～ 3,000	公募型指名競争入札	6 者以上																									
1,000 ～ 2,000	公募型指名競争入札	6 者以上																									
500 ～ 1,000	公募型指名競争入札	5 者以上																									
130 ～ 500	指名競争入札	5 者以上																									
4	<p>債務負担行為等の活用による工事発注の平準化</p> <p>(1) 債務負担行為の活用</p> <p>夏休み中に施工する小中学校の改修工事については、可能な限り前年度中に入札手続きを行い、4 月には開札する取扱いを進める（技術者等の配置は、契約時ではなく、着工時からとする）。また、5 月に開札される一般競争入札等との関係から、入札参加制限の対象としない取扱いとする。</p>	9																									

令和 5 年 6 月以降に実施する項目（後行実施項目）

	項目名	公契約等審議会答申の概要	実施内容案
1	総合評価制度の課題と活用 【答申 10】	(1) 現行の総合評価制度について、客観性や競争性を高める公正な評価基準への見直しが不可欠である。	(1) 施工能力審査型総合評価方式の見直し ① J V 工事を除く予定価格 6,000 万円以上の工事を対象とする。 ② 「価格点」と「施工能力評価点」の比率を 1:1 から 1:2 とする。 ③ 区褒章技術者や区内本店・支店事業者、労働安全衛生への取組みなど、新たな加点項目を設定し、適正に施工能力を評価する基準に見直す。
		(2) 現行の総合評価制度を見直した上で、総合評価制度が適用される入札を拡大すべき。	(2) 総合評価制度の見直し・拡大 令和 4 年度に、(1)の見直した基準により試行実施し、令和 7 年度までに対象工事の 50%以上の実施を目指す。また、J V 工事などの大規模工事に対する総合評価方式の導入については、令和 7 年度を目途に、単体工事の総合評価制度入札の実績を検証したうえで、検討する。
2	予定価格の公表のあり方 【答申 1】	(1) 予定価格の事後公表の範囲を予定価格 1 億円以上から 6,000 万円以上の工事まで拡大することが重要。	(1) 予定価格 6,000 万円以上の工事まで拡大する。
		(2) 工事規模の目安になる工事発注規模一覧表を作成して公表することが有用。	(2) 工事規模の目安となる工事発注規模一覧表をもとに、発注の際に当該工事の予定価格帯を公表する。
3	入札における不調・不 落と不落随契及び再公 告入札の手続 【答申 6】	(1) 不落随契 予定価格事後公表の入札において、再度入札を行っても落札されなかった場合に、一定の条件の下で不落随契の手続を進める。	(1) 不落随契 ① 予定価格が 6,000 万円以上 1 億 8,000 万円未満の工事入札で予定価格に対する再度入札の入札額の超過割合が 5%以内の場合に、当面、試行実施する。

	項目名	公契約等審議会答申の概要	実施内容案
			<p>② 不落随契に参加する意思表示をした入札者は、開札の遅れや複数受注を防ぐため、当日のその後の同じ入札方法による入札に関しては、受注制限を適用する。</p>
		<p>(2) 再公告入札における区外事業者等への入札参加資格要件の拡大</p> <p>入札不調又は不落となった場合の再公告入札においては、落札を確実にするため、区外事業者等にも入札参加資格要件を広げるなどのルールを決める。</p>	<p>(2) 再公告入札における区外事業者等への入札参加資格要件の拡大</p> <p>入札不調又は不落となった場合には、工事の遅延等を防ぐため、区外事業者（23区内に本店をおく事業者）にも入札参加資格要件を拡大して再公告入札を行う。</p>
4	<p>地元企業の育成策・優遇施策の実施</p> <p>【答申 11】</p>	<p>地方自治法等が定める機会均等、公正性、透明性及び経済性（価格の有利性）の範囲のなかで、区内本店事業者については、入札参加における実績要件（最高完成工事高）や等級要件を緩和する。</p>	<p>(1) 完成工事高の見直し</p> <p>区内本店事業者については、入札参加の際の最高完成工事高について、民間工事高を予定価格の7割以上、官公庁工事高を予定価格の4割以上に緩和する。</p> <p>(2) 等級格付に関する入札参加資格要件の緩和</p> <p>区内本店事業者については、発注標準における等級格付ごとの予定価格帯を超える完成工事高がある場合は、1ランク上の予定価格帯の工事の入札に参加することができるものとする。</p>
5	<p>地域要件の設定のあり方</p> <p>【答申 3】</p>	<p>(1) 区内支店が予定価格 6,000 万円以上の工事の入札に参加できるように見直すことは喫緊の課題。</p> <p>(2) 難度の高い工事等に関する区外事業者の入札参加に関して発注標準に注記し、適切かつ積極的な対応を行うことが適当。</p>	<p>(1) 区内支店も予定価格 6,000 万円以上の工事の入札に参加可能とする。</p> <p>(2) 難度の高い工事等に関する区外事業者の入札参加に関して発注標準に明記する。</p>

	項目名	公契約等審議会答申の概要	実施内容案
6	建設共同企業体（JV） 対象工事のあり方等 【答申4】	<p>(1) 区内支店事業者がJVの代表・構成員となることが妥当。</p> <p>(2) 実績を有する区内事業者が単体で入札することが妥当。</p> <p>(3) 一定規模以上の大規模工事については、区外事業者を代表構成員とするJVが参加することが妥当。</p>	<p>(1) 区内支店事業者がJVの代表・構成員となることを認める。</p> <p>(2) 実績を有する区内事業者が単体で入札することを認める。 建築・土木工事：予定価格15億円未満 設備・造園・その他工事：予定価格8億円未満</p> <p>(3) 特別な場合を除き、当面、区外事業者はJVの代表・構成員の対象としないが、入札参加状況等を検証していく。</p>
7	区内事業者認定基準の 改正と運用 【答申12】	公共調達に関する原則に基づき、改正認定基準等を適切に運用することで、区内事業者の適正な受注を支援していく必要がある。	新規登録事業者については、申請後概ね6か月以内に、実地調査によって営業実態を確認したうえで、認定後に入札参加を可能とする。
8	最低制限価格未満での 入札による不落等への 対応 【答申7】	<p>(1) 低入札価格調査制度の適用対象工事を拡大した場合の影響等を慎重に検討し、より実情に合った低入札価格調査制度及び最低制限価格制度に運用を改善していく必要がある。</p> <p>(2) 地方自治法施行令の規定や他の自治体を参考に、初度入札で最低制限価格未満の入札となった者についても再度入札(当日の2回目の入札)に参加させることを検討するべき。</p>	<p>(1) 低入札価格調査制度等の現行運用の継続 低入札価格調査制度(予定価格1億8,000万円以上)及び最低制限価格制度(同1億8,000万円未満)の見直しについては、他の入札制度の見直し結果を分析、検証しなければ、改善が必要か否か判断することができないため、当面は現在の運用を継続する。</p>



評価値＝価格点＋技術点（施工能力評価点）

現行制度	
【価格点：技術点（施工能力評価点）＝1：1】	
価格点	24点
予定価格に対する入札価格の評価点	
技術点（施工能力評価点）	24点
1 工事成績評価点	<u>13点</u>
ア) 過去5年間の区発注工事のうち、直近3件の工事成績平均点を評価 イ) 原則、同種工事が対象（単価契約除く）	
2 優良工事褒章点	1点
過去5年度の区褒章事業者	
3 配置予定技術者資格点	3点
技術者の保有資格に応じて1～3点	
4 配置予定技術者実績点	2点
技術者の監理実績に応じて0.5～2点	
5 地域貢献点	<u>5点</u>
① 災害協定締結事業者	1点
区と災害協定を締結	
② WLB推進認定事業者	1点
区WLB推進認定企業	
③ 区内下請活用事業者	3点
区内業者の下請活用状況に応じて1～3点	



見直し案	
【価格点：技術点（施工能力評価点）＝1：2】	
価格点	16点
予定価格に対する入札価格の評価点	
技術点（施工能力評価点）	32点
1 工事成績評価点	<u>15点</u>
ア) 過去5年間の区発注工事のうち、直近3件の工事成績平均点を評価 イ) 原則、同種工事が対象（単価契約除く） ウ) J V 工事も評価対象	
2 優良工事褒章点	1点
過去5年度の区褒章事業者	
3 配置予定技術者資格点	3点
技術者の保有資格に応じて1～3点	
4 配置予定技術者実績点	2点
技術者の監理実績に応じて0.5～2点	
5 配置予定技術者褒章点	<u>1点</u>
過去5年度の区褒章技術者	
6 地域・社会貢献点	<u>10点</u>
① 災害協定締結事業者	1点
区と災害協定を締結	
② WLB推進認定事業者	1点
区WLB推進認定企業	
③ 区内下請活用事業者	3点
区内業者の下請活用状況に応じて1～3点	
④ 区内事業者	<u>3点</u>
本店設置3点 支店のみ設置1点	
⑤ 労働安全衛生取組み	2点
建設業労働災害防止協会に加入等	

※ 1 施工能力評価点（技術点）の各配点は、最高点を算定

総務委員会報告資料

令和4年6月24日

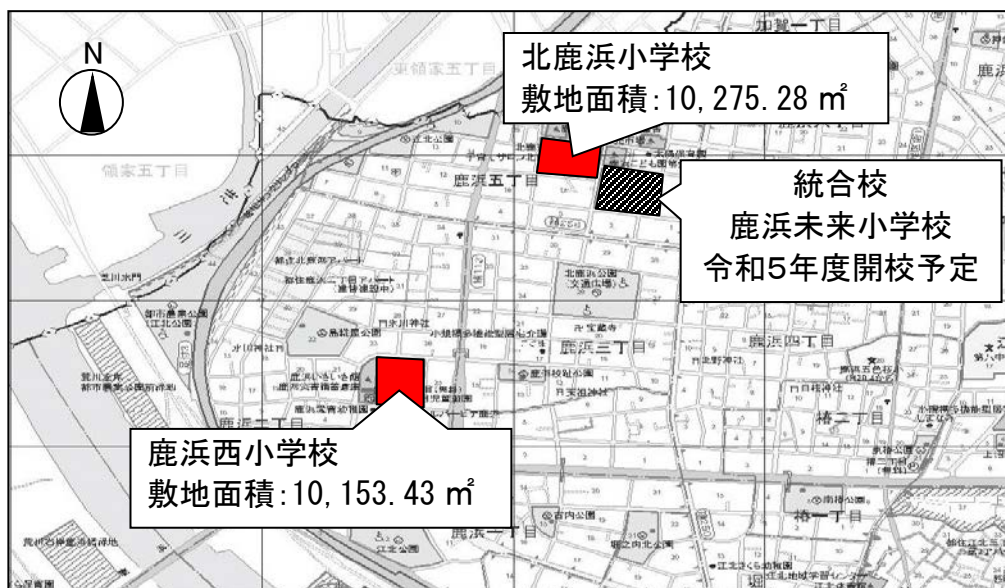
件名	鹿浜西小学校用地の活用について																
所管部課名	総務部 資産管理課、資産活用担当課、地域のちから推進部 地域調整課、総合防災対策室 災害対策課、調整担当課、都市建設部 交通対策課、学校運営部 学校施設管理課																
内容	<p>1 敷地の活用方法について</p> <p>非商業店舗を入れた複合的な活用の可能性が見込め、交通の利便性や事業者の事業効率等を検討した結果、当該地については敷地を一体的に活用することとする。</p> <p>なお、避難所機能の設置については公募条件に盛り込み、募集要領の公表までに、具体的な規模等の検討を進めていく。</p> <p>2 事業者へのヒアリング結果について</p> <p>鹿浜西小学校用地については、地元要望及びサウンディング型市場調査結果を踏まえ、スーパーマーケット等の商業施設を誘致することを活用方針とした。その上で、敷地面積約10,000㎡の活用方法について、敷地を一体的に活用するのか、敷地分割して活用するのか、前回のサウンディング型市場調査の際にヒアリングをした事業者に対して、改めて意向を確認した。</p> <p>(1) 事業者からの回答 ※ 回答事業者5者</p> <table border="1" data-bbox="411 1288 1428 1998"> <tr> <th colspan="2" data-bbox="411 1288 1428 1346">問1 敷地面積10,000㎡の活用意向について</th> </tr> <tr> <td data-bbox="411 1346 1262 1417">①一体的な敷地の活用を希望</td> <td data-bbox="1262 1346 1428 1417">5者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 1417 1262 1581">②敷地分割を希望 (例：敷地を北側6,000㎡、南側4,000㎡で敷地分割し、北側部分を活用する場合など)</td> <td data-bbox="1262 1417 1428 1581">0者</td> </tr> <tr> <th colspan="2" data-bbox="411 1581 1428 1639">問2 主な意見について</th> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="411 1639 1428 1744">①敷地分割すると小規模なスーパーだけの出店となり、他社と差別化できる提案が出来なくなる。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="411 1744 1428 1816">②交通の利便性等を考慮すると、最低でも8,000㎡は必要である。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="411 1816 1428 1888">③敷地分割すると事業効率が悪くなる。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="411 1888 1428 1998">④一体的に活用する方が、非商業店舗（学習塾、医療モール、スポーツ施設等）を入れた複合的な活用が見込める。</td> </tr> </table>	問1 敷地面積10,000㎡の活用意向について		①一体的な敷地の活用を希望	5者	②敷地分割を希望 (例：敷地を北側6,000㎡、南側4,000㎡で敷地分割し、北側部分を活用する場合など)	0者	問2 主な意見について		①敷地分割すると小規模なスーパーだけの出店となり、他社と差別化できる提案が出来なくなる。		②交通の利便性等を考慮すると、最低でも8,000㎡は必要である。		③敷地分割すると事業効率が悪くなる。		④一体的に活用する方が、非商業店舗（学習塾、医療モール、スポーツ施設等）を入れた複合的な活用が見込める。	
問1 敷地面積10,000㎡の活用意向について																	
①一体的な敷地の活用を希望	5者																
②敷地分割を希望 (例：敷地を北側6,000㎡、南側4,000㎡で敷地分割し、北側部分を活用する場合など)	0者																
問2 主な意見について																	
①敷地分割すると小規模なスーパーだけの出店となり、他社と差別化できる提案が出来なくなる。																	
②交通の利便性等を考慮すると、最低でも8,000㎡は必要である。																	
③敷地分割すると事業効率が悪くなる。																	
④一体的に活用する方が、非商業店舗（学習塾、医療モール、スポーツ施設等）を入れた複合的な活用が見込める。																	

3 今後のスケジュール（予定）について

鹿浜西小学校用地（スーパーマーケット等の商業施設で活用）

年 度	足立区	事業者
令和4年度	公募による事業者選定	優先交渉権者決定
令和5年度	統合校開校、解体工事	設計
令和6年度	土地貸付	新築工事
令和7年度以降		開設

案内図



参考 これまでの経緯

- 令和元年 6月 北鹿浜小学校と鹿浜西小学校の統合が決定
- 令和2年12月 鹿浜地区町会・自治会連絡協議会より要望書提出
- 令和3年 3月 鹿浜地区町会・自治会連絡協議会と意見交換会を実施
- 令和3年10月 鹿浜地区町会・自治会連絡協議会より跡利用に対する要望・意見提出
- 令和3年11月 サウンディング型市場調査を実施し、事業者に活用意向を調査
- 令和3年12月 北鹿浜小学校・鹿浜西小学校の跡利用説明会開催
- 令和4年 2月 北鹿浜小学校・鹿浜西小学校の活用方針決定
- 令和4年 3月 鹿浜地区町会・自治会連絡協議会と意見交換会を実施

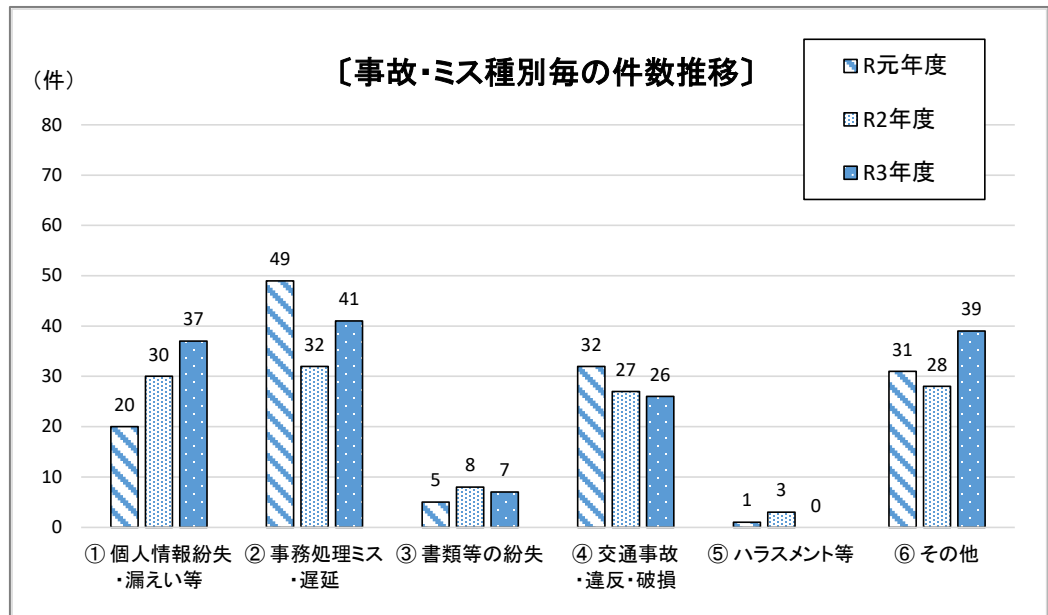
問題点
今後の方針

地域や議会の理解が得られるよう、公募条件等を早急に固めて公募に向けた準備を進めていく。

総務委員会報告資料

令和4年6月24日

件名	令和3年度の内部統制の取組み状況及び令和4年度の運用について																																																								
所管部課名	ガバナンス担当部 ガバナンス担当課、コンプライアンス推進担当課、総務部 人事課																																																								
内 容	<p>令和3年度の内部統制（※）の取組み状況及び令和4年度の運用について、以下のとおり報告する。</p> <p>※ 内部統制とは、「区の組織が適正に業務遂行できる仕組みを構築し、確実に運用していくこと」を言う。</p> <p>1 令和3年度に報告された事故・ミスの件数について</p> <p>(1) 令和3年度に報告された件数は、150件と昨年度から22件増加し、過去3年では最も多い件数となってしまった。</p> <p>(2) 内訳として、「個人情報の紛失・漏えい等」の中で、個人情報を含む書類の誤封入等による「個人情報の漏えい」が昨年度より7件増えており、「事務処理ミス・遅延」においては、「印刷物等の誤植」が昨年度より8件増えたことが大きく影響している。</p>																																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2年度</th> <th>3年度</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 個人情報の紛失・漏えい等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 個人情報が含まれる書類の誤交付、無断持ち出し、不適切管理 等</td> <td>30</td> <td>37</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>② 事務処理ミス・遅延</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 印刷物等の誤植、個人情報を含まない書類の誤発送、事務処理の遅延、不作為 等</td> <td>32</td> <td>41</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>③ 書類等の紛失</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 個人情報を含まない書類、鍵、金券類の紛失 等</td> <td>8</td> <td>7</td> <td>▲1</td> </tr> <tr> <td>④ 交通事故・違反・破損</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 人身・物損事故、交通違反、公用車の破損 等</td> <td>27 (3)</td> <td>26 (3)</td> <td>▲1 (0)</td> </tr> <tr> <td>⑤ ハラスメント等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ セクハラ、パワハラ、暴言、暴力行為 等</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>▲3</td> </tr> <tr> <td>⑥ その他</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 上記以外の事故・ミス、不適切な対応、システム障害 等</td> <td>28 (3)</td> <td>39 (2)</td> <td>11 (▲1)</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>128 (6)</td> <td>150 (5)</td> <td>22 (▲1)</td> </tr> </tbody> </table>		2年度	3年度	増減	① 個人情報の紛失・漏えい等				・ 個人情報が含まれる書類の誤交付、無断持ち出し、不適切管理 等	30	37	7	② 事務処理ミス・遅延				・ 印刷物等の誤植、個人情報を含まない書類の誤発送、事務処理の遅延、不作為 等	32	41	9	③ 書類等の紛失				・ 個人情報を含まない書類、鍵、金券類の紛失 等	8	7	▲1	④ 交通事故・違反・破損				・ 人身・物損事故、交通違反、公用車の破損 等	27 (3)	26 (3)	▲1 (0)	⑤ ハラスメント等				・ セクハラ、パワハラ、暴言、暴力行為 等	3	0	▲3	⑥ その他				・ 上記以外の事故・ミス、不適切な対応、システム障害 等	28 (3)	39 (2)	11 (▲1)	合 計	128 (6)	150 (5)	22 (▲1)
		2年度	3年度	増減																																																					
	① 個人情報の紛失・漏えい等																																																								
	・ 個人情報が含まれる書類の誤交付、無断持ち出し、不適切管理 等	30	37	7																																																					
	② 事務処理ミス・遅延																																																								
	・ 印刷物等の誤植、個人情報を含まない書類の誤発送、事務処理の遅延、不作為 等	32	41	9																																																					
	③ 書類等の紛失																																																								
	・ 個人情報を含まない書類、鍵、金券類の紛失 等	8	7	▲1																																																					
	④ 交通事故・違反・破損																																																								
・ 人身・物損事故、交通違反、公用車の破損 等	27 (3)	26 (3)	▲1 (0)																																																						
⑤ ハラスメント等																																																									
・ セクハラ、パワハラ、暴言、暴力行為 等	3	0	▲3																																																						
⑥ その他																																																									
・ 上記以外の事故・ミス、不適切な対応、システム障害 等	28 (3)	39 (2)	11 (▲1)																																																						
合 計	128 (6)	150 (5)	22 (▲1)																																																						
	() 内は、各件数のうち公務外で発生した件数																																																								



2 令和3年度における内部統制の取組みと課題

(1) 事故・ミスの予防に向けた取組み

ア 取組み

- ・ 前月の事故・ミスの発生状況や、留意事項等を例月庁議において展開した。
- ・ 現場レベルにも予防策や注意点等が確実に展開されるよう、各課の庶務担当係長を通じて隔月ペースで情報発信を行った。
- ・ 文書パソコンを活用し、掲示板による注意喚起策の周知や事故・ミスの過去事例のアーカイブを作成し、必要に応じて常時参照できるようにした。

イ 課題

事故・ミスの予防に向けた取組みを進めてきたにもかかわらず、令和3年度は事故・ミスの発生件数が増加してしまった。改めて対応策を見直し、より実効性の高い取組みが必要である。

(2) 地方自治法に則った内部統制制度の運用

ア 取組み

- ・ 地方自治法に示された要件を満たすよう「足立区における内部統制基本方針」を改正した。
- ・ 財務事務を中心とするリスク評価を実施し、リスクを事前に想定し、必要な対応策を実施することで、事故・ミスの事前予防を図った。

イ 課題

リスク評価については、令和3年度より地方自治法に則った内部統制制度に基づく運用を始めたが、今後、より確実なリスク対応を実施していくために、ガバナンス担当課において適宜想定リスクを見直し、運用していく必要がある。

	<p>3 令和4年度の内部統制に関する取組みについて</p> <p>令和3年度の事故・ミスの発生状況及び内部統制に関する取組み課題を踏まえて、令和4年度は以下の取組みを進める。</p> <p>(1) 事故・ミスの予防に向けた取組み</p> <p>ア 継続的な注意喚起の実施</p> <p>事故・ミスの予防策に関しては、これまでも行ってきた庁議や研修推進員を活用した注意喚起が、より多くの職員に浸透するよう繰り返し実施していく。</p> <p>イ 重点的な予防策の展開</p> <p>「個人情報情報の漏洩」や「誤植」等、これまでも多数発生している事故・ミスに焦点を当てた予防策の周知や研修を行う。さらに、チェックリスト等のツールや原稿と資料の突合等の手法が実施されているかの確認や検証を行い、確実に予防策を展開していく。</p> <p>(2) 地方自治法に則った内部統制制度の運用</p> <p>ア 「内部統制評価報告書」の作成</p> <p>地方自治法に則した「内部統制評価報告書」をコンプライアンス推進担当課において作成し、監査委員の審査を踏まえた上で区議会へ提出するとともに公表する。</p> <p>イ リスク評価の検証</p> <p>ガバナンス担当課において、リスク評価結果等を検証し、対象事務やリスクの見直しを行っていく。加えて、各課が想定したリスク対応策について、事故防止に資する内容となっているかの確認も行い、効果的に運用していく。</p>
<p>問題点 今後の方針</p>	<p>内部統制の運用強化により、不適正事務やミス発生の低減を図り、区民に信頼される区政運営を目指す。</p> <p>また、地方自治法に則った内部統制制度について、円滑に運用していくとともに、第3回定例会での提出を予定している「内部統制評価報告書」の作成を進めていく。</p>

総務委員会報告資料

令和4年6月24日

件名	令和3年度のコンプライアンス推進の取組み状況及び令和4年度の運用について																												
所管部課名	ガバナンス担当部 コンプライアンス推進担当課																												
内容	<p>令和3年度の取組み状況及び4年度の取組みについて、以下のとおり報告する。</p> <p>1 令和3年度の取組み状況について</p> <p>(1) 公益通報制度の運用状況及びその他の相談件数と対応の概要</p> <p>ア 公益内部通報相談件数及び内訳（令和元年度～令和3年度）</p> <table border="1" data-bbox="435 730 1370 1077"> <thead> <tr> <th>相談種別</th> <th>元年度</th> <th>2年度</th> <th>3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公益通報 A</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>公益通報のうち、取下げ</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>公益通報のうち、不受理</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>公益通報のうち、教示 (権限を有しない公益通報)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>一般相談 B</td> <td>14</td> <td>11</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>合計 A+B</td> <td>17</td> <td>13</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ア) 公益通報 4件</p> <ul style="list-style-type: none"> 受理2件は、法令違反を指摘する訴えであり、公益監察員が調査した結果、いずれも是正措置を講じる必要があると報告があり、該当所属に是正を指示した。 不受理2件は、公益監察員の意見を踏まえ「違法な事実」には該当しないと判断された。 <p>(イ) 一般相談 6件</p> <p>令和3年6月より、職場におけるパワーハラスメント防止対策の強化に伴い、ハラスメントの相談を人事課へ案内し対応していることから、相談件数は昨年度より減少した。不法行為の他、職場内トラブルや人事上の処遇についての相談が多くを占めており、面談、職場への働きかけ及び適切な窓口への案内などにより相談は終結している。</p> <p>イ 公益外部通報（注1）の運用状況について</p> <p>通報件数は、1件</p> <p>担当課による調査の結果、違法事実が存在し、その後は是正されたことを確認した。</p> <p>注1 公益外部通報とは、労働者とその労務提供先の役員、従業員等について、公益通報者保護法第2条第3項に規定する通報対象事実（法令で定める犯罪行為等）が生じ、又はまさに生じよう</p>	相談種別	元年度	2年度	3年度	公益通報 A	3	2	4	公益通報のうち、取下げ	0	0	0	公益通報のうち、不受理	1	1	2	公益通報のうち、教示 (権限を有しない公益通報)	0	0	0	一般相談 B	14	11	6	合計 A+B	17	13	10
相談種別	元年度	2年度	3年度																										
公益通報 A	3	2	4																										
公益通報のうち、取下げ	0	0	0																										
公益通報のうち、不受理	1	1	2																										
公益通報のうち、教示 (権限を有しない公益通報)	0	0	0																										
一般相談 B	14	11	6																										
合計 A+B	17	13	10																										

としていると信ずるに足りる相当の理由がある場合に、区の所管又は通報総合窓口（区民の声相談課）に通報できる制度

(2) 提言・要望（特定要求 注 2・不当要求 注 3）の記録件数について

提言・要望の記録件数は、1件

契約業務に係る特定要求であり、足立区への提言、要望に関する取扱規程に基づき適切に対応したことを確認した。

注 2 特定要求とは、正当な理由なく特定の者（個人、法人、団体等）に有利又は不利な扱いを求めるなどの不公正な対応や、法令違反の対応を職員に求める要求

注 3 不当要求とは、暴力行為、どうかつ、面会の強要、誹謗中傷その他の社会常識を逸脱した手段により、職員の公正な職務の遂行を妨げることが明白な行為等を背景とした要求

(3) コンプライアンス基本方針の策定（4月閉会中総務委員会報告済み）

4つの方針を定め、これらに基づいて「目指す姿」を達成するための取組みを実施する。既存の「足立区基本計画」や「第四次足立区特定事業主行動計画」の成果指標を活用し、コンプライアンス意識の向上に向けて、持続的な仕組みづくりを進めていく。

(4) コンプライアンスに関する研修について

ア コンプライアンス推進担当課による研修

- ・ 契約事務を担う職員及び希望する職員を対象に、「入札・調達業務従事職員研修」を自席学習の形で実施した。
- ・ 指定管理者対象のコンプライアンス研修は、緊急事態宣言発出に伴い中止とした。

イ 他部署によるコンプライアンス研修

人材育成課、交通対策課、教育指導課、情報システム課において、職員（教職員含む）等を対象とした研修を計22回実施し、延べ8,544名が受講した。うち6,864名は録画、オンライン及び自席学習等による受講である。

2 令和4年度の運用について

(1) コンプライアンス基本方針の周知及び進捗管理の実施

啓発誌「コンプライアンス推進通信」の発行や職員研修により職員への周知徹底と意識啓発に努める。また、基本方針の指標達成に向けた進捗管理や新たな指標の設定に向けての実態把握を行う。

(2) 改正公益通報者保護法の周知

改正公益通報者保護法が令和4年6月1日に施行されたことに

	<p>に伴い、通報者の範囲拡大や通報受付体制整備等の変更点について、要綱改正や啓発誌の発行等により、全職員への周知を徹底し、適正な制度運用を促進する。</p> <p>【参考】 改正公益通報者保護法の主な変更点</p> <p>① 法で保護される通報者の範囲拡大 【現行】 労働者 → 【改正後】 退職者（1年以内）・役員等も追加</p> <p>② 通報者を特定する情報を漏洩した場合の刑事罰の新設 公益通報業務に従事する者が、通報者を特定させる情報を漏らした場合、刑事罰（30万円以下の罰金）が科されることとなります。このため、要綱で業務に従事する者の範囲を定めます。</p> <p>③ 外部通報に適切に対応するための体制整備 足立区が権限を有する行政機関として公益通報等を受けた場合、通報の放置や通報に係る秘密の漏洩など不適切な対応を行うことのないよう必要な体制を整える必要があります。</p>
<p>問題点 今後の方針</p>	<p>不祥事の再発防止に向けて、引き続き職員のコンプライアンス意識の再徹底に取り組んでいく。</p>